

第16回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和8年6月19日（金）13時30分～14時55分
- 2 場 所 市役所3階 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 24名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 木地谷 淳
農地係長 柳久保 一幸
主 任 長 代 美 穂

第16回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 恵 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
13 : 30 開会 田村会長	ただいまから第 16 回久慈市農業委員会議を開催いたします。 田植えも一段落しましたが、雨が待ち遠しいぐらい今年は水不足となっているようです。他国の紛争によって、我々農業者にとっても燃料をはじめ、色々な部分で値上げラッシュと大変なことになっておりますが、とりあえず落ち着いてくれればいいと思っております。最適化推進会議もありますので、皆さん慎重審議の程、よろしくお願いいたします。
木地谷局長	本日ですが、1 番外里委員、間推進委員、長内推進委員、松野下推進員から欠席通告をいただいておりますのでご報告申し上げます。
会長	それではこれより議事に入ります。 まず議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 久慈市農業委員会規則 10 条に規定する議事録署名委員及び職員を当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしということですので、議事録署名委員には 4 番木村委員、5 番安堵城委員を、会議書記には事務局の柳久保係長を指名いたします。それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。長代主任。
長代主任	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可についてです。 付議番号 1 番と 2 番は関連がありますので、一括でご説明いたします。付議番号 1 番、土地の表示、〇〇町〇〇××-××、畑 5606 m²、付議番号 2 番、〇〇町〇〇××-××-×、田 2023 m²、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りとなっております。譲渡人は市外に住んでおり、農地の耕作管理ができないことから、付近で農業を行っている譲受人各々に対し贈与するものとなります。付議番号 1 番について、譲受人は本申請地の隣接地に住んでおり、畜産業を行っております。畑は牧草地として利用されます。付議番号 2 番の譲受人ですが、農業経験のあるご家族とともに、耕作を行っていくとのことで伺っております。2 ページ目の位置図の説明ですが、下の方に丸が 2 つあり、上が付議番号 1 番の〇〇××-××になり、下が 2 番の〇〇××-××-×になります。付議番号 3 番、

	発言主旨
	土地の表示、〇〇〇町×-××-×、田 479 m²外 15 筆、計 14780 m²、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りです。譲渡人は相続により取得した農地を耕作管理できないこと、また譲受人である農地所有適格法人の農業経営拡大のため、売買するものとなります。売買額は全 16 筆合わせて●●●万円で、譲受人は農地取得後、水稻の作付及び野菜の栽培を行うこと伺っております。位置図の左側が〇〇〇町〇〇地区になり、右側が〇〇〇になります。以上で議案第 1 号の事務局からの説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。続きまして現地調査員からの報告をお願いします。付議番号 1 番 2 番につきましては、石羽根推進員お願いいたします。
石羽根推進委員	付議番号 1 番 2 番について報告いたします。6 月 12 日、事務局 2 名と私の 3 名で、現地確認を行って参りました。場所は〇〇から〇〇方面に向かい、〇〇から〇〇地区に入って 1 キロほど進んだ所となります。付議番号 1 番ですが、まさに農地として継続して使われてきたという状態です。譲受人の〇〇さんも農家であり、採草地として利用することは問題ないものと見て参りました。 付議番号 2 番ですが、農地としての利用が見られませんでした、草刈等がこまめに行われており、耕起等で農地として利用することは問題ないものと見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	付議番号 3 番につきましては、三上委員お願いいたします。
三上委員	6 月 16 日に事務局 2 名と私と 3 名で現地を見て参りました。 場所は、〇〇〇町のガソリンスタンドの道路を挟んで向かい側になります。現在はビニールハウスが 5、6 棟建っておりまして、ちょうど譲受人の方が作業をしていましたので、お話を聞いたところ、稲を作るハウスを作りたいとのことで、稲のない時期は野菜をつくるということでした。図面左は〇〇地区になります。上に旧〇〇〇中学校がありますが、川を挟んで下側になります。ここは全部田んぼです。他にも〇〇に田んぼがあるそうです。農業目的での権利移動ですので、何ら問題がないと見て参りましたので、皆様方のご審議をお願いいたします。

	発言主旨
会長	議案第 1 号について事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) ないようですので、質疑を打ち切ります。採決いたします。 議案第 1 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) そのように決したいと思います。次に議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
長代主任	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてです。付議番号 1 番、土地の表示、〇〇町×-×-×、畑 148 m²、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りとなっております。本申請地は、自己住宅を建設するための親族間での贈与となっております。場所は〇〇町〇〇地区の住宅地にある農地となります。次に付議番号 2 番、土地の表示、〇〇×-×-×、田 3414 m²外 1 筆、計 5109 m²、譲渡人、譲受人、転用事由は記載の通りとなっております。 本申請地ですが、昨年 12 月の総会で 1 度皆様にご審議いただき、意見なしと可決された内容となっております。これについて、昨年の時点で岩手県農業会議の開催する常設審議委員会で審議を受け、転用許可となるべき案件でしたが、事務処理上の錯誤により、再度農業委員会総会で審議する必要がある、ということを経手県農業会議より指摘され、今回再度議案とさせていただきます。 原因となった事務処理の錯誤ですが、今回の申請地である農地は、先月まで久慈市の地域計画の目標地図に含まれておりまして、常設審議委員会への提案ができなかったことによります。本来、本件のようなケースは事前に地域計画から除外をする手続きをしなければ常設審議委員会で扱ってはならないと決められておりましたが、地域計画から除外する手続きをしないまま、去年の総会にてかけてしまったこととなります。この度、地域計画からの除外手続きが完了しましたので、今月の総会にて提案させていただいた次第です。 現地調査についても、通常通り実施することとなり、現地調査委員の皆様にはお手数をおかけして大変申し訳なく思っております。皆様におかれましても、ご迷惑をおかけし恐縮ですが、再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。 再度の説明となりますが、本案件についての概要を説明させていただきます。本件は、転用目的の工事がすでに行われている自己申告

	発言主旨
	の案件となります。現在の所有者である譲渡人は、平成 30 年の農業委員会議にて、3 条許可により本申請地を取得しております。場所は譲受人である会社の裏側に位置しております。その後、田から畑に転換する目的で所有者本人により、令和 2 年度から農地改良届が農業委員会に提出されておりましたが、昨年度に至るまでの 5 年間、毎年農地改良届が提出され続けており、1 年ずつ工事の期間の延長を重ねている状況であったことから、事務局で昨年度 1 度目の現地調査を行い、所有者本人に直接事情を伺いました。その結果、当初は会社の裏の田んぼを畑に転換しようと、工事残土を入れ続けていきましたが、面積が広く完了のめどは立っていない。そうしているうちに、徐々に会社の駐車場、資材置き場としての利用範囲が広がってしまい、直ちに復旧することは難しいとのことでした。以上の状況であったことから、始末書を添えて、事後にはなりますが農地転用申請をしていただくように促しました。その結果、転用申請が提出され、受け付けしたものです。譲渡人と譲受人の契約内容ですが、20 年間の賃貸借、賃料は月〇万円と伺っております。本件は累計転用面積が 30 a を超えることから、岩手県農業会議による常設審議委員会に意見聴取を要するものであります。以上で議案第 2 号に関する事務局からの説明を終わります。再度の提案であり、お手数おかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査委員からの報告をお願いします。宇部文人委員お願いいたします。
宇部文人委員	付議番号 1 番、6 月 19 日、事務局 2 名私の 3 名で見て参りました。場所は〇〇町〇〇地区、海を望める住宅地の中にありまして、現地は作付けはされていませんでしたが、草もなく畑として利用された後がありました。付議番号 2 番、事務局から場所の説明がありましたが、現地は駐車場と盛土された状態になっておりました。審議の方よろしくお願いいたします。
会長	今、事務局からも説明があったとおりですが、事務処理上の手違い等もありまして、再度の審議になりますが、皆さんから質問意見等ございましたらお願いいたします。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。

	発言主旨
鹿糠勇委員	付議番号 2 番ですが、賃貸借はいつまでですか。
長代主任	20 年間になります。
鹿糠勇委員	今から 20 年間賃貸借するということですか。
長代主任	契約上はそうなっているようです。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) なしという意見があります。質疑を打ち切ります。 採決いたします。議案第 2 号について特に意見がないものとしてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) ありがとうございます。意見がないものとして決しました。 次に議案第 3 号農地法の適用外証明願についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。長代主任。
長代主任	議案第 3 号農地法の適用外証明願について、付議番号 1 番 2 番については、同一世帯内の人物であり、場所が隣接しておりますので、一括でご説明いたします。付議番号 1 番、土地の表示、〇〇町〇〇×-×-×、畑 2968 m ² 外 2 筆、計 4535 m ² 、付議番号 2、〇〇町〇〇×-×-×、畑 522 m ² 外 8 筆、計 8513 m ² 、願出人は記載の通りとなっております。こちらの申請地は、昭和 40 年以降耕作されていない農地を相続により取得し、農地として認識がないまま現在に至ったとのことで、適用外証明願いが提出されたものになります。 付議番号 3 番、土地の表示、〇〇町〇〇×-×、田 5639 m ² 、願出人は記載の通りです。昭和 60 年ごろ台風により付近の河川が氾濫した際、川の水とともに砂利石が農地に流入してしまい、耕作できない状況になったとのことです。氾濫した川は、2 級河川だったため、当時の役場に農地への復旧を申請したそうですが、整備事業の対象外とされ、復旧は実現されず耕作不可能となったことから、その後は原野として利用しているとのことです。 付議番号 4 番、土地の表示、〇〇町〇〇×-×-×、田 4087 m ² 、願出人は記載の通りです。申請者本人は相続で取得したものの、当時から耕作放棄されており、すでに山林化が進んでいたため、今回適用外証明願いを申請するものとなっております。以上で議案第 3 号

	発言主旨
	の事務局からの説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。 続いて現地調査員から報告をお願いします。付議番号 1 番 2 番につきましては宇部文人委員お願いいたします。
宇部文人委員	付議番号 1 番、場所は〇〇町〇〇、〇〇に向かう交差点の近くの〇〇川の堤防辺りになります。現地は、草は刈られています、ほんの一部は畑として利用されていましたが、ほとんどは原野状態です。付議番号 2 番、場所は 2 ヶ所ありまして、1 ヶ所目は付議番号 1 番のすぐ隣で、2 か所目は〇〇の山手側になります。現地は両方とも 3、40 年の松とかスギが植わった状態で原野というよりは山林になっておりました。以上です。
会長	次に付議番号 3 番 4 番につきましては、石羽根推進委員をお願いいたします。
石羽根推進委員	付議番号 3 番について報告いたします。6 月 12 日に事務局 2 名と私の 3 名で確認を行いました。場所は〇〇町〇〇の〇〇ダムから〇〇に 1 キロぐらい行ったところ、〇〇さんの自宅の裏手になります。現況は雑草等が生えており、土も非常に硬い状況で、農地としての利用は困難と思われました。続きまして 4 番ですが、先ほどの 3 条申請、付議番号 2 番のすぐ近く、〇〇地区になります。現況は農地であったという痕跡も見られないほどの山林です。私も同じ部落に住んでおりますが、そこに畑があった記憶がないです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	議案第 3 号について事務局と現地調査員の報告が終わりました。 質疑を許します。 (「なし」の声) よろしいですか。質疑を打ち切ります。 採決いたします。 議案第 3 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 意見がないものとして決しました。 次の議案は農業委員会法第 31 条の規定議事参与の制限により、6 番宇部文人委員、12 番宇部慎二委員には退席をお願いいたします。

	発言主旨
	す。 (宇部文人委員、宇部慎二委員、退室) それでは、議案第 4 号農地利用集積促進計画案についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。柳久保係長お願いします。
柳久保係長	議案第 4 号農地利用農用地利用促進等集積等促進計画案についてご説明いたします。 (資料を読み上げ説明) 以上です。
会長	議案第 4 号について、事務局からの説明が終わりました。 質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。 議案第 4 号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 議案第 4 号について特に意見がないものとして決しました。 宇部文人委員、宇部慎二委員の入室をお願いいたします。 (宇部文人委員、宇部慎二委員 入室) 次に報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届け出書の提出についてを議題といたします。長代主任。
長代主任	報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出書の提出についてです。土地の表示、届出人は記載の通りとなっております。全部で 10 件あり、すべて相続によるものです。以上で報告事項 (1) を終わります。
会長	報告が終わりました。次に報告事項 (2) 会務報告について説明願います。木地谷局長お願いします。
木地谷局長	報告事項 (2) 会務報告です。5 月 27 日都市農業委員会会長会総会及び視察研修会が滝沢市で行われ、会長と私で出席して参りました。6 月 1 日、久慈市再生協議会通常総会、会長と私出席いたしました。6 月 2 日、3 日全国農業委員会会長大会及び本県選出国会議員への政策要請で、会長に東京に行っていただきました。6 月 4 日

	発言主旨
	5 日となっておりますが、農業農作業体験支援実施事業として久慈保育園でバケツ苗植えを行いました。前日の準備を〇〇町で行っております。出席者は、木村委員、三上委員、鹿糠勢津子委員、事務局で対応しております。6 月 12 日、15 日、16 日、3 条、5 条、適用外に係る農地転用等の現地調査を行っております。石羽根推進委員、宇部文人委員、三上委員、事務局で対応しております。同じく 6 月 15 日市町村農業委員会会長会議及び研修会が行われ、会長が出席しております。そして本日 6 月 19 日、第 16 回農業委員会議を開催させていただいております。7 月の会議の予定ですが、7 月 21 日火曜日午後 1 時 15 分となっておりますが、時間若干調整させていただき、1 時 10 分の予定にしております。申し訳ありませんが、訂正願います。農地パトロール出発式とパトロール総会を行う予定です。こちらにつきましても推進委員会議で説明させていただきます。以上となります。
会長	局長から説明があったように、全国農業委員会会長大会に行って参りました。全国から 1600 人が集う大会ということで、農林水産大臣もいらしてました。内容としては、ブラッシュアップ、白い農地をいかに減らすかということ、また、農業新聞の購読推進活動のお願い等でした。その後、県選出国会議員への要請活動ということで、鈴木幹事長が時間取って下さり、色々な話をしてくださいました。農業委員と推進委員が別々になっていて非常に困るという意見が各地区にあり、それに関連して人員削減になってしまうと、利用状況調査等で、ますます農業委員の仕事が大変なるのではないかとのお話しもありました。いずれ皆さんが一生懸命利用状況調査等取り組んでいただいているものを反映させ、農地を減らさないように守り、そして農業生産を上げていくことに力を入れるというお話しでした。 皆さんから何かございますか。 (鹿糠勢津子委員 挙手) 鹿糠勢津子委員。
鹿糠勢津子委員	相続の報告は毎月ありますが、地区外にいる方が相続した場合、そのまま農地として利用するのかどうかということ、受付の時に事務局で確認を取っていただければ、適用外証明願いの件数が少し改善されるのではないかと思います。いかがですか。

	発言主旨
会長	事務局お願いします。
長代主任	おっしゃる通りだと思いますが、相続届を提出される 9 割が行政書士さんとなっており、ご本人に確認できる機会は限られており、なかなか難しいところです。
会長	最近ラジオで、相続してもどうしようもない、それを片付けるために、どこに相談したらいいかわからないという投稿がなされていました。これは国が受けるとか行政が受けるとか、しっかりと法律化されていないと、こういった事例がどんどん増えていく現状にあるということですね。ただ、実際事務局が確認するのも、かなり難しいということだと思います。
鹿糠勢津子委員	わかりました。もう 1 点ですが、前にその当時の局長に質問をしたことがあったんですが、久慈市では税務課との突き合わせはしていないし、できないのが現状だという回答だったと思います。税務課は現況課税をしていると思うんですが、農業委員会の台帳は農地のまま、農政課の台帳も農地のままですと、耕作放棄地、すでに宅地化された農地等がどんどん増えていますので、税務課と現況届、農地台帳等との突き合わせを実施した方が、利用状況調査がもっと簡潔にできるのではないかなと思うんですが、回答は要りません。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) なければ、以上をもちまして第 16 回農業委員会議の閉じたいと思います。
閉会 14 : 55	

久慈市農業委員会会議規則第 29 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

会 長 15 番 _____

議事録署名委員 4 番 _____

議事録署名委員 5 番 _____